

自治体SDGs推進評価・調査検討会による
SDGs未来都市計画の取組の推進に係るサポートについて(案)

令和3年●月●日
自治体SDGs推進評価・調査検討会

自治体SDGs推進評価・調査検討会（以下「検討会」という。）によるSDGs未来都市（以下「都市」という。）へのサポートについては、2018年度から2020年度に選定した93都市に対し、計画素案への助言を行い、各都市はその助言を踏まえて計画を策定したところである。

この計画の推進について、検討会においては、以下のとおりサポートを行うものとする。

1. サポート内容

(1) 計画推進に係る意見交換のための現地訪問（対象：30都市）

各都市の計画の更なる推進に向け、自治体SDGsモデル事業（以下「モデル事業」という。）を実施する都市に限り、各委員が現地を訪問し、取組状況を確認しながら、都市との意見交換等を行う。現地訪問は次のとおり実施する。

① 都市からの要望による現地訪問

現地訪問を要望する都市と、事務局・検討会委員の調整の上、現地訪問を実施する。なお、都市からの要望による現地訪問は、可能な限り随時行うものとする。

② 進捗評価を踏まえた現地訪問

内閣府及び検討会が行う進捗評価の結果を踏まえ、検討会において、現地訪問を行う都市を選定する。その後、選定された都市と事務局・検討会委員の調整の上、現地訪問を実施する。なお、進捗評価を踏まえた現地訪問は、進捗評価の実施後、当該年度内を目途に行うものとする。

(2) 計画推進に係る個別課題への助言（対象：93都市）

各都市の計画の更なる推進に向け、都市が抱える固有の個別課題について、都市からの相談に対し、検討会委員が書面による助言を行うものとする。なお、書面による助言は可能な限り随時行うものとする。

(3) 第2期計画推進に係る進捗確認及び助言（対象：29都市）

2018年度選定都市については、第2期SDGs未来都市計画（2021年度～）を策定し

1 計画を推進することとしている。内閣府及び検討会委員は、都市からの書面による計画推
2 進に係る進捗状況の報告を受け、確認し、必要に応じて計画推進に係る助言を行うものと
3 する。スケジュールは以下のとおり。

- 4
- 5 7月頃 進捗状況報告資料作成依頼（対象 29 都市）
- 6 10月頃～11月頃 検討会委員による進捗状況報告資料確認
- 7 12月頃 必要に応じて書面による都市への助言（非公表）
- 8 12月以降 進捗状況報告資料の公表
- 9

10 2. サポート体制

11

12 前述のサポートの実施に当たって、モデル事業を実施する 30 都市については、各都市
13 担当チームによる対応を基本としつつ、各委員の専門分野に合わせ、柔軟に対応するもの
14 とする。また、その他の都市については、検討会委員と事務局の調整の上、対応委員を決
15 定する。

16 なお、サポートを実施した場合には、速やかに検討会で報告するものとする。